

部会の設置について

1 部会の設置

下水道条例第 16 条第 9 項により、下水道審議会に以下に示す部会を設置する。

① 基本計画部会

下水道事業に関わる重要な施策、計画の基本方針に関する調査審議

- ・ 汚水処理施設整備構想（都道府県構想）
- ・ 下水道中期ビジョン
- ・ 流域別下水道整備総合計画（流総計画）

② 経営部会

流域下水道の組織、経営の健全化に係る基本方針に関する調査審議

- ・ 地方公営企業法適用と組織体制

2 部会に属する委員および臨時委員（案）

基本計画部会

区 分	氏 名	備 考
学識経験者(水環境)	松井 三郎	部会長
学識経験者(水環境)	岸本 直之	
学識経験者(水環境)	中島 淳	
学識経験者(経営)	松浦 総一	
学識経験者(生物)	西野 麻知子	
消費者団体	上村 照代	
市町委員	宮本 和宏	
公募委員	原田 優美	

経営部会

区 分	氏 名	備 考
学識経験者(水環境)	清水 芳久	部会長
学識経験者(経営)	只友 景士	
学識経験者(会計)	山元 直貴	
学識経験者(法律)	片山 聡	
事業者団体	岡本 芳子	